

件名	松前町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	
改正対象	松前町職員の給与の支給等に関する規則(昭和43年松前町規則第2号)
根拠法令等	
制定(改正)理由	育児短時間勤務職員、会計年度任用職員(パート)について、時間外勤務手当100分の100の支給が発生することから、所要の改正を行うものである。
制定(改正)の主な内容	様式第2号を改正する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	